

○財務省告示第三百三十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十三年九月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年十月六日

財務大臣 安住 淳

一	名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第五十八回、第六十回、第六十九回及び第八十五回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額	額面金額で二千九百九十六億円
七	払込金額	三千二百七十二億千九百九十七万四千円
八	最低額面金額	五万円



十四 利 子

から当該金額に百分の二十  
を乗じた金額（ただし、当  
国債を発行時において取得  
する者が非居住者又は外国  
法人である場合には、前記（一）  
の算式により算出した金額  
に当該非居住者又は外国法  
人が適用を受ける所得税の  
税率を乗じた金額）を控除す  
ることができる。

第十号に規定する発行日後の各  
発行対象国債の支払期を、次  
とし、各支払期において、  
と、式により算出した金額を、  
算式に於て、算出した金額を、  
う。ただし、支払期が銀行休業  
日に当たるときは、その翌営業  
日に支払う（次号において規定  
する期日について同じ）。

各発行対象国債の額面金額×各  
発行対象国債の利率／100×1  
／2

十五 償還 金額 限度  
十六 入札 金の 基  
十七 準と する 対

（別表のとおり）  
額面金額は、百円につき、百  
平成二十三年九月二十一日付で  
日本証券業協会が発した公社  
債店頭売買参考統計値に掲載  
された各発行対象国債の平均値

十八 元利 金の 支  
十九 払場 所 支

日本銀行  
の単利回りとする。

者 入札 参加  
財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十三年九月二十七日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額
利付国庫債券 (第五十八回)	一・九%	平成九年三月二十四日	百七十億円
利付国庫債券 (第六十回)	一・四%	平成十年十二月二十四日	円百六十二億
利付国庫債券 (第六十九回)	二・一%	平成九年三月二十六日	十二千六百万
利付国庫債券 (第八十五回)	二・一%	平成九年三月二十八日	四十四億円